

課長		副参事		副課長		リーダー		設計		校合	
----	--	-----	--	-----	--	------	--	----	--	----	--

令和 8 年度

委託

~~設計書~~  
仕様書

- 1 委託名 西清掃センター跡地ほか植栽管理業務委託
- 2 委託箇所 川越市大字笠幡3299番地1ほか
- 3 実施額 円 (但し、委託価格 円)

4 委託大要、起工理由

委託の大要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西清掃センター跡地樹木管理 1式</li> <li>・西清掃センター跡地除草 1式</li> <li>・塚下保管場所除草 1式</li> <li>・北久保一般廃棄物最終処分場跡地除草 1式</li> </ul>
起工理由	西清掃センター跡地等の植栽管理、機械除草等を実施し、都市景観の保護を図る

川 越 市

## 本 委 託 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	直接委託費計							
		共通仮設費		1	式			
	純 委 託 費							
		現場管理費		1	式			
	委 託 原 価							
		一般管理費等		1	式			
	委 託 価 格							
		消費税相当額		1	式			
本 委 託 費 計								

川 越 市

委託費総括表

工種	種目	細目	単位	単価	設計数量	設計金額	備考	
園地除草			m <sup>2</sup>					
	機械除草Ⅰ	肩掛式			4,840			
	機械除草Ⅱ	ハンドがけ 肩掛併用						
	機械除草Ⅲ	ハンドがけ 肩掛併用			9,000			
	除草剤散布	一般地				10,600		
樹木管理 (中低木刈込ほか)	中低木刈込	寄植 人力	H<1.5	m <sup>2</sup>		40		
樹林地管理	除伐・つる切り		m		120			

工種	種目	細目	単位	単価	設計数量	設計金額	備考
樹木管理 (高木剪定)	基本剪定 (落葉)		本				
		120≦C<150			2		
		150≦C<180			6		
		180≦C		2			
樹木管理 (高木剪定)	軽剪定 (落葉)		本				
		30≦C<60			4		
		60≦C<90			4		

工種	種目	細目	単位	単価	設計数量	設計金額	備考
樹木管理	支障木処理 枯損木処理	C<20	本		22		
		20≦C<30			14		
		30≦C<60			1		
病虫害防除			本				
	樹木薬剤散布Ⅰ		リットル		500		
樹木管理	高木強剪定 (ケヤキ) 雑木(クワ)伐採 中木剪定H5m(越境枝) 樹木調査・記録業務	90≦C<120	本		1		
		180≦C			3		
		150≦C<180			1		
					8		
					式	1	







# 高木軽剪定

上段:数量 下段:金額 10本当り V-1-②-7、HB5-264

名称	単位	単価
造園工	人	
普通作業員	人	
諸雑費 (運搬及び処理費等)	式	

c: 樹木幹周

形状寸法 (cm)			30 ≤ C < 60	60 ≤ C < 90			

			第36号一位代価表	第37号一位代価表			
落葉広葉							
合計							
本当り							

常緑広葉							
合計							
本当り							

針葉樹							
合計							
本当り							



## 支柱取外し

上段:数量 下段:金額 10組当り HB5-273、H27-2-729



## 支障木処理

- ※ 枯損木処理の単価を採用する。
- ※ 支障枝の切除の場合は高木軽剪定単価の0.5倍とする。  
(下枝のみを切除する場合は、0.25倍とする)

## 枯損木処理

上段:数量 下段:金額 10本当り V-1-②-12

名称	単位	単価
造園工	人	
普通作業員	人	
チェーンソー運転 (140号一位代価)	日	
諸雑費 (運搬及び処理費等)	式	

形状 寸法 (cm)	C<20	20≤C<30	30≤C<60		
------------------	------	---------	---------	--	--

	第84号一位代価表	第85号一位代価表	第86号一位代価表		
枯損木処理 (機械)					
合計					
本当り					

## 樹木施肥

上段:数量 下段:金額


HB5-270準用 100本当り	V-1-②-10 100㎡当り	HB5-270 100m当り

- ※ 高中木施肥は生垣施肥単価の3倍を採用する。









令和 8 年度

西清掃センター跡地ほか植栽管理業務委託

仕 様 書

川 越 市  
環境部環境施設課

## 1 目的

「西清掃センター跡地ほか植栽管理業務委託」（以下「本委託」という。）は、西清掃センター跡地等の植栽管理、機械除草等を実施し、都市景観の保護を図ることを目的とする。

## 2 委託の概要

西清掃センター跡地、塚下保管場所及び北久保一般廃棄物最終処分場跡地において、植栽の剪定、支障木処理、薬剤散布、機械除草、除草剤散布により管理する業務である。

## 3 委託期間

契約締結日 から 令和9年3月26日まで

## 4 委託場所

- (1) 西清掃センター跡地  
川越市大字笠幡3299番地1ほか
- (2) 塚下保管場所  
川越市大字笠幡3325番地1ほか
- (3) 北久保一般廃棄物最終処分場跡地  
川越市大字笠幡2631番1ほか

## 5 委託業務内容等

- (1) 委託業務内容
  - ア 西清掃センター跡地 樹木管理
    - ・高木剪定
    - ・樹木薬剤散布 ※詳細は図面を参照
    - ・樹木調査・記録業務

将来的な維持管理（剪定・伐採）をスムーズに進めることを目的とし、西清掃センター跡地敷地内の樹木調査・記録を行う。

調査対象：幹周30cm以上もしくは胸高直径10cm以上の樹木  
寄植

調査項目：樹種、幹周、位置（マッピング）

記録成果物：樹木台帳（Excel等）、位置図

イ 西清掃センター跡地 除草

敷地境界フェンス周りの除草

・機械除草Ⅰ（肩掛式）：【年1回】

・フェンス越境枝の枝払い、雑木伐採

※詳細は図面を参照

ウ 塚下保管場所 除草

・機械除草Ⅰ（肩掛式）：【年2回】

・機械除草Ⅲ（ハンドガイド、肩掛併用）：【年1回】

・除草剤散布

※詳細は図面を参照

エ 北久保一般廃棄物最終処分場跡地 除草

・機械除草Ⅰ（肩掛式）：【年2回】

・機械除草Ⅲ（ハンドガイド、肩掛併用）：【年2回】

・除草剤散布

※詳細は図面を参照

(2) 作業実施要領

樹木剪定にあたっては、架空線、電柱等に損傷を与えないよう注意して作業すること。

薬剤散布にあたっては、農薬関連法規及びメーカー等で定める使用方法を遵守し、作業中及び作業直後には人畜の立ち入りを制限するなど、安全に十分配慮すること。

## 6 支払い

完了払いとする。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

## 7 関係法令の遵守

受注者は、本委託の実施にあたり関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。

## 8 一般事項

(1) 受注者は、発注者と十分な打合せのうえ、その指示に従い業務を実施しなければならない。

- (2) 受注者は、本仕様書に定めがある場合または発注者の指示若しくは前項の打合せがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- (3) 受注者は、本委託の実施にあたり委託場所の構造物に損傷・汚損が発生しないよう注意しなければならない。万一委託場所の構造物に損傷・汚損が生じた場合は直ちに発注者へ連絡し、その対応方法等に関して協議しなければならない。なお、損傷・汚損が受注者の過失によるものと認められる場合は、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- (4) 本委託に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、官公署への届出、手続き等は、受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、本委託の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (7) 受注者は、川越市環境方針を理解し協力すること。なお、提出書類はグリーン購入法の「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断基準を満たすよう努めること。

## 9 業務管理

### (1) 委託業務実施計画書等の提出

受注者は、本委託の実施にあたり次の書類を発注者に提出しなければならない。なお、変更のあった場合も同様とする。

- ア 委託業務実施計画書（指定様式）
- イ その他発注者が必要とする書類

### (2) 作業日・作業時間

作業日は、天候、植物の育成状態及び適切な作業時期を考慮のうえ、発注者と協議し決定すること。

作業を行う時間は、原則平日の8：30～17：00とすること。

### (3) 安全管理

- ア 受注者は作業の実施にあたり、付近住民及び通行者等の第三者に対する災害等は起こさないよう努めなければならない。また、作業中は作業場所付近に作業中である旨の看板を掲示し、注意喚起を図ること。
- イ 受注者は、機械器具の不安全状態及び業務従事者の不安全行動を排除し、労働災害の防止を図ること。
- ウ 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、臨機の措置をとった場合には速やかにその内容を発注者に報告しなければならない。
- エ 受注者は、災害等が発生したときは直ちに発注者に報告し、速やかにその状況を写真等により記録し報告書を作成のうえ、発注者に提出すること。

### (4) 発生材の処理

受注者は、作業の完了に先立ち、不用物を整理し後片付けを行うこと。また、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用に努めることとし、自らの責任で適正処理をすること。

### (5) 委託業務実施報告書

受注者は、業務を完了したときに、遅滞なく委託業務実施報告書を発注者に提出するものとする。委託業務実施報告書には以下の書類を添付すること。

- ア 実績工程表
- イ 出来高数量表
- ウ 出来形図
- エ 日報
- オ 使用薬剤報告書
- カ 写真帳

### (6) 出来高数量表

出来高数量表には工種別に、出来高数量を記載すること。

### (7) 出来形図

出来形図には工種別に、作業を行った範囲及び数量を平面図に記載すること。

(8) 使用薬剤報告書

使用薬剤報告書には以下に定める項目について記載すること。

- ア 薬剤を使用した年月日
- イ 薬剤を使用した場所及び対象植物
- ウ 薬剤の種類
- エ 単位面積あたりの使用量または希釈倍数

(9) 写真帳

写真帳は、工種別に作業過程が容易に把握できるように整理すること。工種毎の写真においては、1枚の写真で作業状況が判別できる程度に工区分けしたうえで撮影すること。また、撮影に際しては小黒板等に委託名、工種、使用材料、撮影対象の箇所、略図等を記入すること。

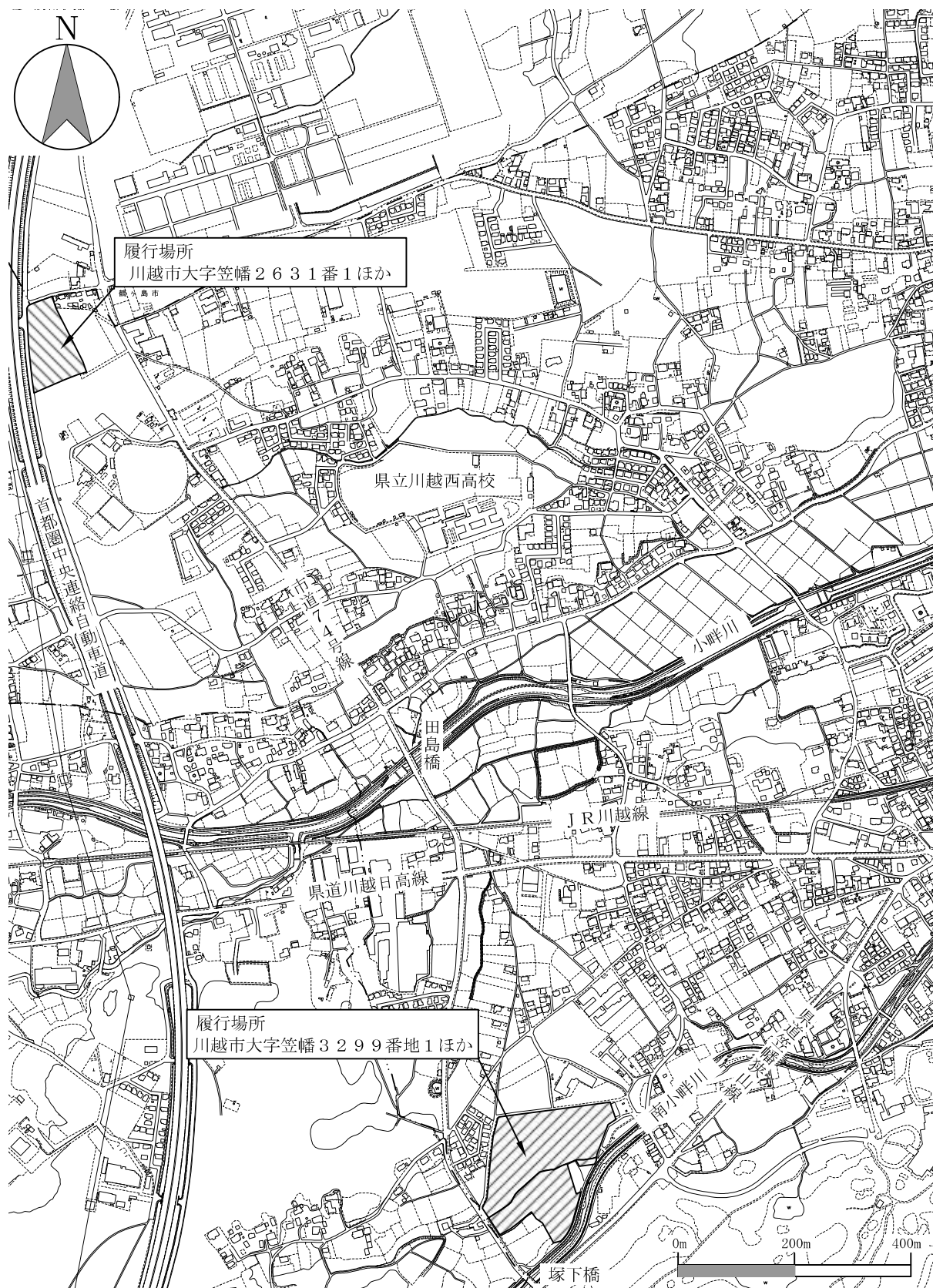
本委託における撮影箇所は表のとおりとする。

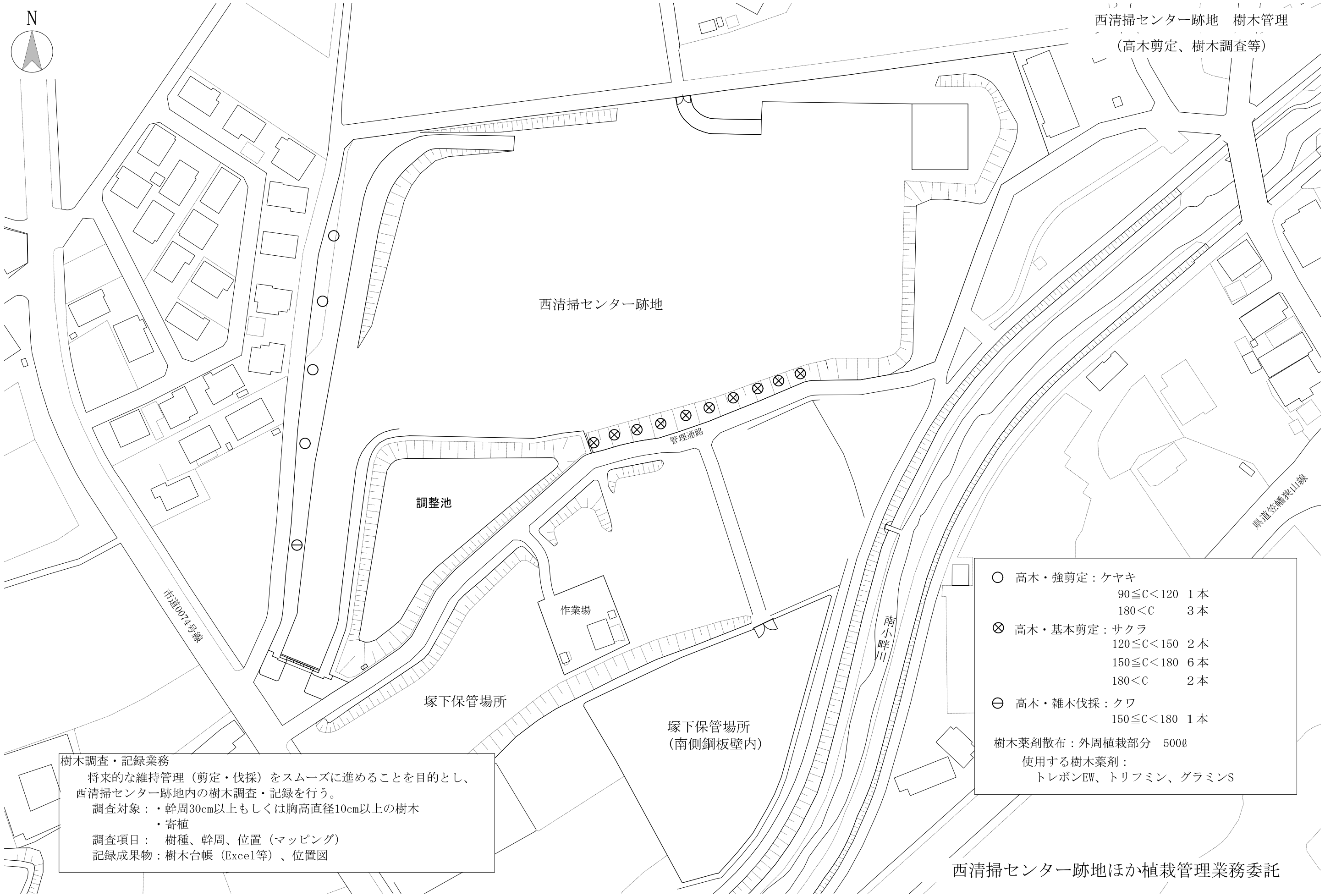
表. 撮影箇所一覧

区分	工種	種目	撮影項目	留意事項等
着手前及び完成	着手前		全景または代表部分	
	完成		全景または代表部分	
使用機器・材料	機器・材料		機器全景	
作業状況	園地除草	機械除草	作業前・中・後	集草作業、発生材のトラック等への積み込み及び処分場搬入についても撮影
		除草剤散布	作業前・中・後	作業後は葉面の濡れが確認できるように撮影
	病虫害防除	樹木薬剤散布	作業前・中・後	作業後は葉面の濡れが確認できるように撮影
	樹木管理 (高木剪定)	基本剪定	作業前・中・後	剪定枝葉の収集作業、トラック等への積み込みについても撮影
	樹木管理	支障木処理	作業前・中・後	支障木の収集作業、トラック等への積み込みについても撮影
品質管理	薬剤散布 除草剤散布		薬剤全量・配合作業・空容器	配合前と空の容器等を撮影
発生材処分			発生材処分状況	処分場への搬入状況を撮影
安全管理			各種標識類の設置状況	種類毎に1回
			安全ミーティング状況	必要に応じて
その他	異常報告			災害、事故等が発生した場合は詳細に記録する

委託名	西清掃センター跡地ほか植栽管理業務委託
履行場所	川越市大字笠幡3299番地1ほか

## 案内図





西清掃センター跡地 樹木管理  
(高木剪定、樹木調査等)

西清掃センター跡地

調整池

作業場

塚下保管場所

塚下保管場所  
(南側鋼板壁内)

南小畔川

市道0074号線

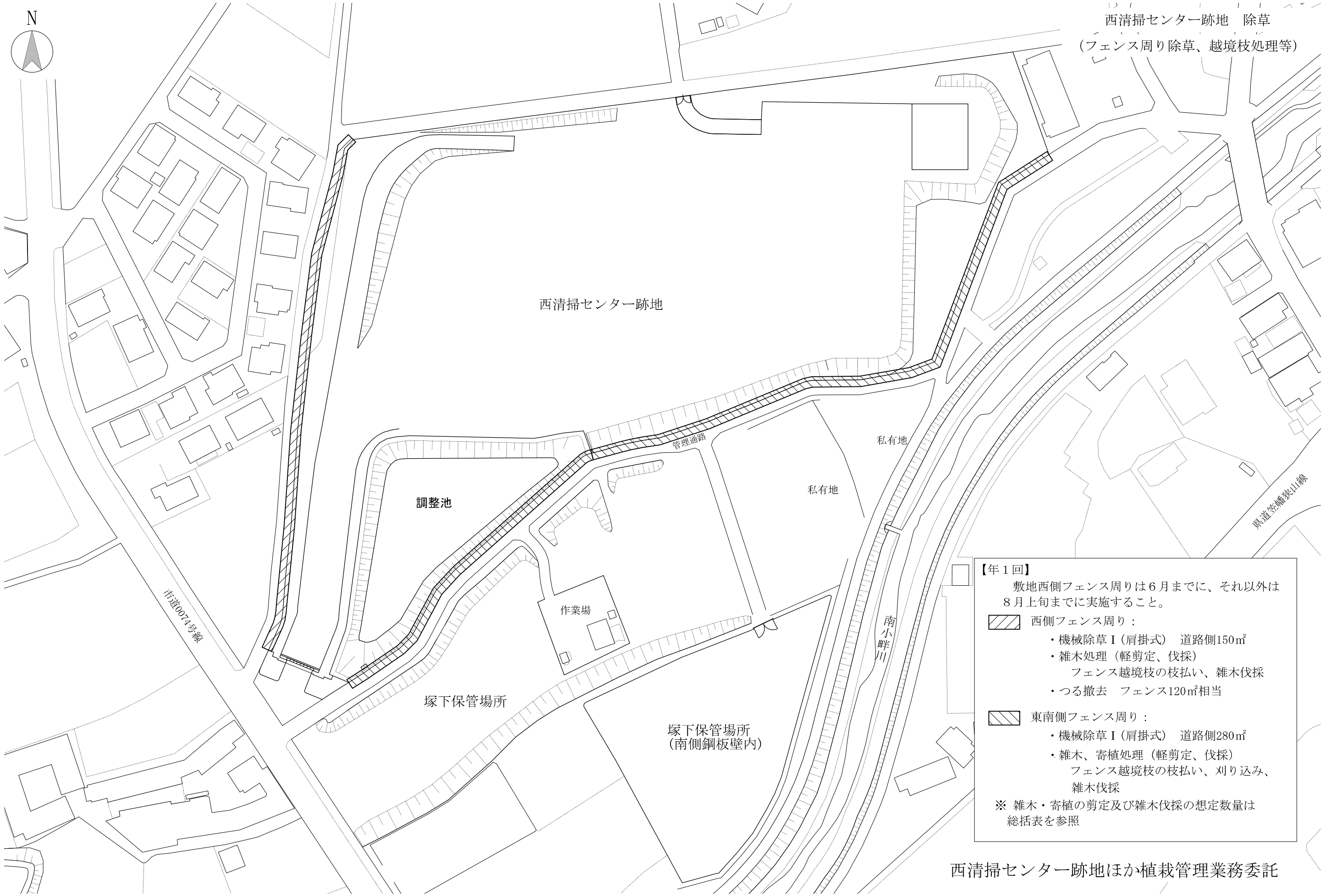
県道空幡狭山線

管理通路

○	高木・強剪定：ケヤキ	90 ≤ C < 120	1本
		180 < C	3本
⊗	高木・基本剪定：サクラ	120 ≤ C < 150	2本
		150 ≤ C < 180	6本
		180 < C	2本
⊖	高木・雑木伐採：クワ	150 ≤ C < 180	1本
樹木薬剤散布：外周植栽部分		500ℓ	
使用する樹木薬剤： トレボンEW、トリフミン、グラミンS			

**樹木調査・記録業務**  
 将来的な維持管理（剪定・伐採）をスムーズに進めることを目的とし、西清掃センター跡地内の樹木調査・記録を行う。  
 調査対象：・幹周30cm以上もしくは胸高直径10cm以上の樹木  
 ・寄植  
 調査項目：樹種、幹周、位置（マッピング）  
 記録成果物：樹木台帳（Excel等）、位置図

西清掃センター跡地ほか植栽管理業務委託



**【年1回】**  
敷地西側フェンス周りは6月までに、それ以外は8月上旬までに実施すること。

**西側フェンス周り：**

- ・機械除草Ⅰ(肩掛式) 道路側150㎡
- ・雑木処理(軽剪定、伐採)  
フェンス越境枝の枝払い、雑木伐採
- ・つる撤去 フェンス120㎡相当

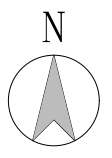
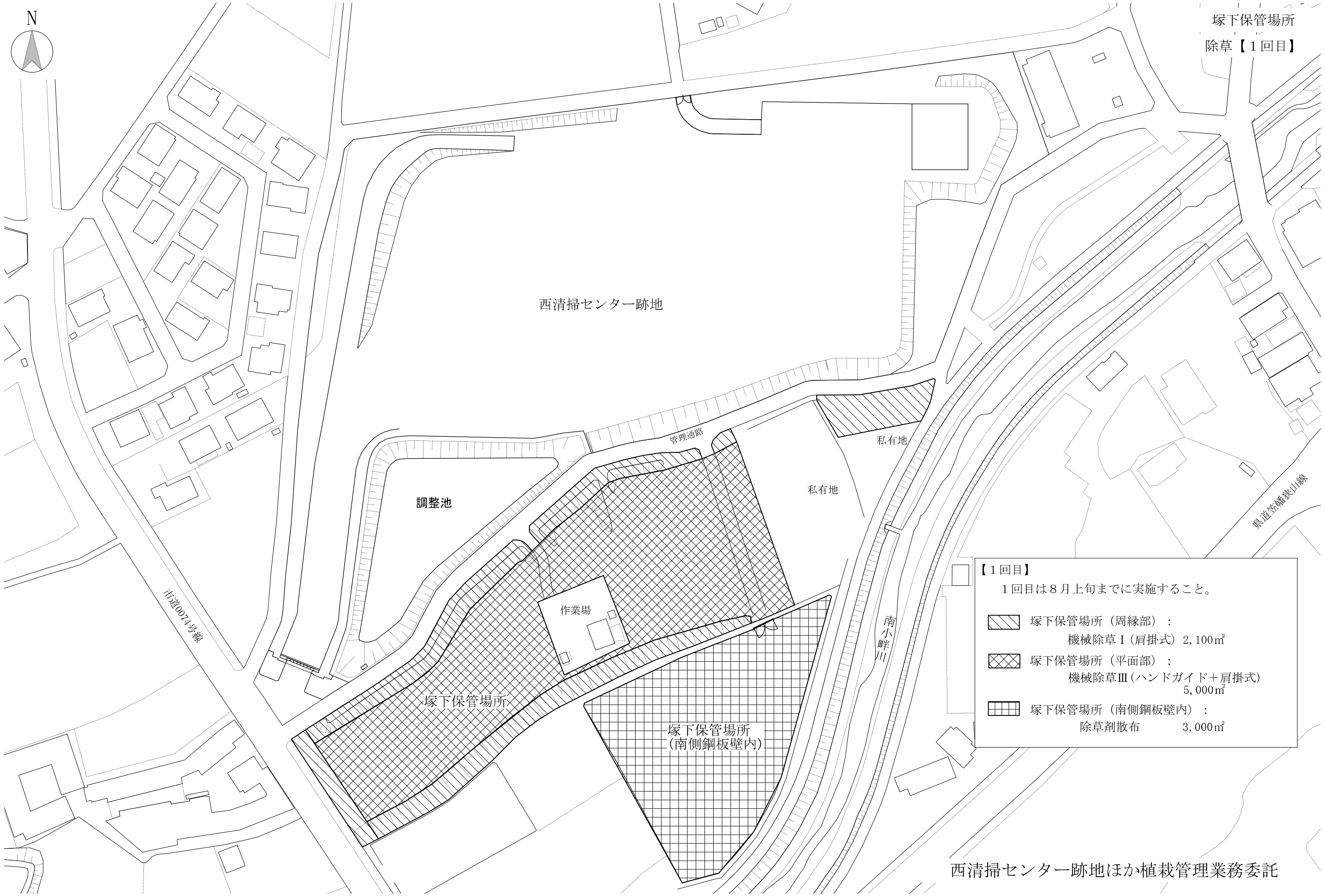
**東南側フェンス周り：**

- ・機械除草Ⅰ(肩掛式) 道路側280㎡
- ・雑木、寄植処理(軽剪定、伐採)  
フェンス越境枝の枝払い、刈り込み、雑木伐採

※ 雑木・寄植の剪定及び雑木伐採の想定数量は総括表を参照

西清掃センター跡地ほか植栽管理業務委託

塚下保管場所  
除草【1回目】



**【1回目】**  
1回目は8月上旬までに実施すること。

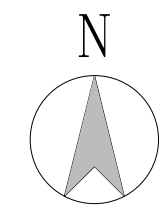
	塚下保管場所（周縁部）： 機械除草Ⅰ（肩掛式） 2,100㎡
	塚下保管場所（平面部）： 機械除草Ⅲ（ハンドガイド+肩掛式） 5,000㎡
	塚下保管場所（南側鋼板壁内）： 除草剤散布 3,000㎡

西清掃センター跡地ほか植栽管理業務委託

塚下保管場所  
除草【2回目】

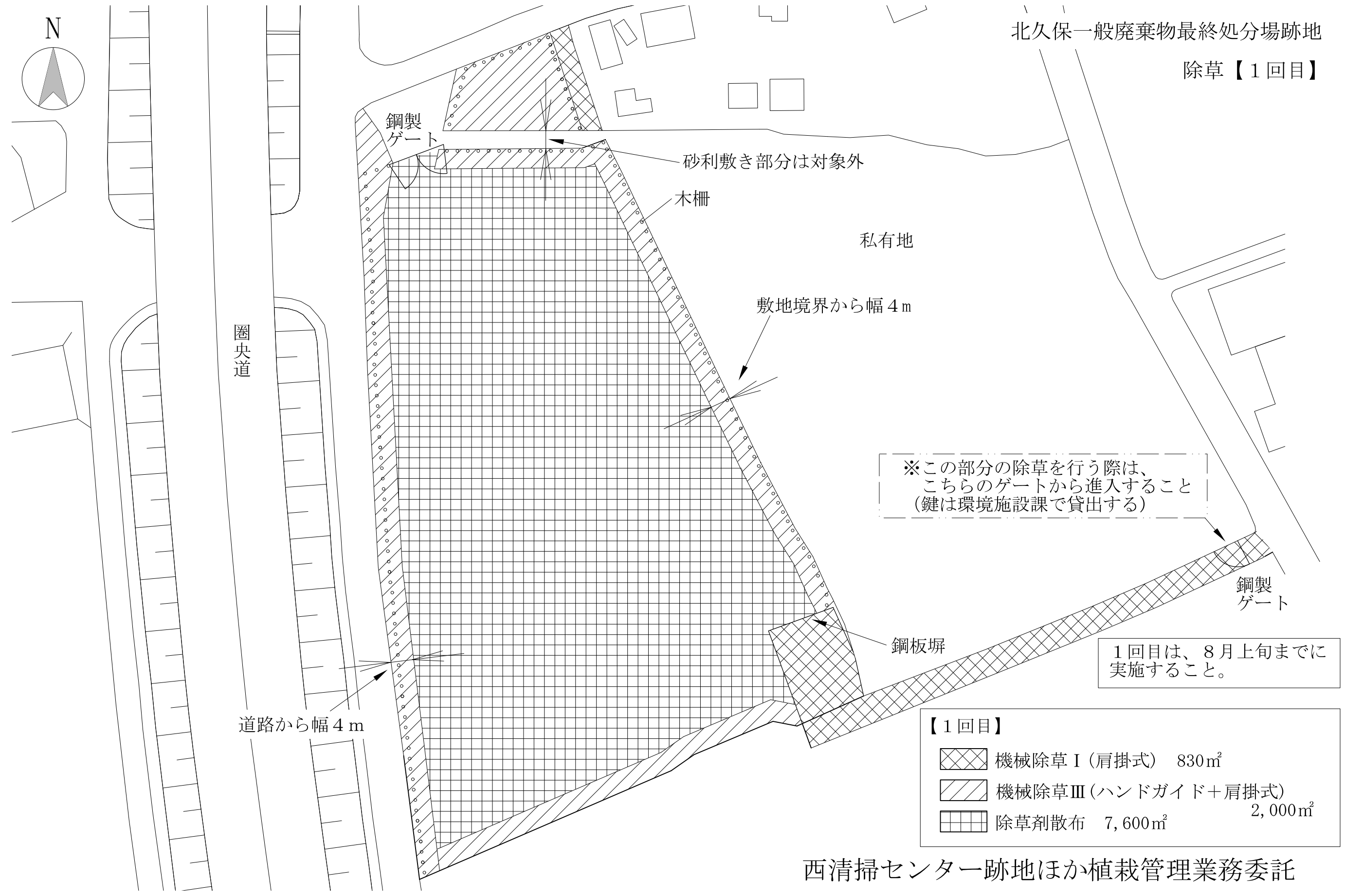


西清掃センター跡地ほか植栽管理業務委託



北久保一般廃棄物最終処分場跡地

除草【1回目】



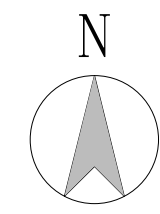
※この部分の除草を行う際は、  
こちらのゲートから進入すること  
(鍵は環境施設課で貸出する)

1回目は、8月上旬までに  
実施すること。

【1回目】	
	機械除草Ⅰ(肩掛式) 830㎡
	機械除草Ⅲ(ハンドガイド+肩掛式) 2,000㎡
	除草剤散布 7,600㎡

西清掃センター跡地ほか植栽管理業務委託

A4:(1/1,000)



北久保一般廃棄物最終処分場跡地

除草【2回目】



圏央道

鋼製ゲート

砂利敷き部分の対象外

木柵

私有地

敷地境界から幅4m

鋼製ゲート

鋼板塀

道路から幅4m

2回目は、10月～12月の間に実施すること。

【2回目】  
機械除草Ⅰ(肩掛式) 80㎡  
機械除草Ⅲ(ハンドガイド+肩掛け式) 2,000㎡

西清掃センター跡地ほか植栽管理業務委託

A4:(1/1,000)